

# 野口レポート

NO. 217

平成26年10月1日

発行:有限会社アルファ野口 〒211-0012

川崎市中原区中丸子 538 ムルベ・ユマルダ 1F

TEL 044-422-1337 FAX 044-455-0208

文責:野口 賢次

## 平等に不平等を持ち込む

現在の相続制度（均分相続）は平等ですが公平ではありません。だが、平等と公平はどこが違うのか分かりづらいものです。

それではお正月のお年玉をイメージしてみましょう。袋のなかには高校生の長男が1万円、中学生の長女が5千円、小学生の二男が3千円、親は年代に相應した金額を入れますよね。文句を言う子は誰もいません。これが公平です。

袋のなかにならば一律1万円（均分）が入っていたらどうでしょう。それは公平でなく平等です。すなわち公平とは不平等なのです。

人以外の生き物は亡くなればそれで終わりです。ところが人は亡くなると相続が開始します。悲しみに浸る暇もなく、やらねばならない手続きが山積します。特に遺産分割は最大の難関です。

相続人になれる人と相続分は法律（民法）で決まっています。そして、財産分けの方法は次の3通りがあります。

- ① 「遺言による指定分割」。法定相続に優先します。
- ② 「合意分割」。話し合いによる分割です。相続人全員が合意すれば法定相続分にこだわらず、どんな分け方をしても有効です。
- ③ 「調停・審判による分割」。遺言が無い、話し合いもつかない場合は、家庭裁判所による最後の分割方法です。

ある父親が亡くなりました。二男夫婦が2階で両親と同居しながら、1階の店舗で家業を手伝っています。母親はすでに他界し、二男夫婦が父親を看取りました。

相続人は、長男、二男、長女の3人です。長男は家業を二男にまかせ、家を出てサラリーマンです。役職にも就き持ち家もあります。長女の嫁ぎ先はそれなりの資産家です。父親の主な遺産は店舗兼居宅の土地建物です。遺言はありませんでした。

兄と妹は二男に遺産を譲ってくれました。経済の余裕は心の余裕につながります。これで二男は家に住むこともできるし、今までどおり家業の商売も続けていくことができます。

しかし、今回のようなケースは少ないです。もし、この2人が生活に困っていたり、兄弟間に固執があったなら、こうはいかないでしょう。権利を主張されたら、生活基盤の店舗兼居宅を相続するのは難しいでしょう。決まらなければ家庭裁判所による審判です。

相続人の相続分は法律で決まっています。二男の法定相続分は3分の1しかありません。民法は寄与分制度を設けていますが、家業の手伝い、親の世話や介護など、二男の貢献が寄与分として相続分に反映することはほとんどありません。

また、審判官は法定相続分を変えることはできません。最後は法律通りです。平等に不平等を持ち込み、実情に合わせ相続分を公平に変えるには遺言しかありません。そして、それができるのは「被相続人になる人」一人だけです。